

北九州市出張所 広告掲出事業 仕様書

北九州市の各出張所への広告掲出事業者を次のとおり募集します。

掲出場所等について

| | |
|----------------|---|
| 施設名称 | (1)門司区役所大里出張所(門司区大里原町 12 番 12 号) (2)小倉南区役所曾根出張所(小倉南区下曾根四丁目 22 番 1 号) (3)若松区役所島郷出張所(若松区鴨生田二丁目 1 番 1 号) (4)八幡西区役所折尾出張所(八幡西区光明一丁目 9 番 22 号) (5)八幡西区役所上津役出張所(八幡西区下上津役四丁目 8 番 1 号) |
| 掲出場所 (募集物件) | 募集物件の設置位置については、各出張所の掲出場所位置図をご覧ください。 |
| 掲出期間 | 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金) |
| 広告規格 | ①門司区役所大里出張所 (広告規格) ・フィルムラッピング(再剥離可能なもの) ・縦 1,100 mm×横 1,800 mm以内 ②小倉南区役所曾根出張所 (広告規格) ・フィルムラッピング(再剥離可能なもの) ・縦 1,030 mm×横 728 mm以内 ③④若松区役所島郷出張所 (広告規格) ・フィルムラッピング(再剥離可能なもの) ・縦 800 mm×横 930 mm以内 ⑤⑥八幡西区役所折尾出張所 (広告規格) ・フィルムラッピング(再剥離可能なもの) ・⑤縦 860 mm×横 630 mm以内 ・⑥縦 1,150 mm×横 720 mm以内 ⑦八幡西区役所上津役出張所 (広告規格) ・フィルムラッピング(再剥離可能なもの) ・縦 1,400 mm×横 1,100 mm以内 |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>広告掲出にかかる仕様</p> | <p>広告の掲出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルムは以下のとおりとします。 (1)「広告」の表示を入れること。 (2)剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材に跡が残留しないもの (3)環境に配慮した素材を採用すること。 (4)フィルムの製作、設置、差替え、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は事業者の負担とする。 |
| <p>来庁者数</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1)門司区役所大里出張所 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要:地上 1 階建て ・職員数:約 15 人 ・利用者数:約 410 件/日(概算処理件数) (2)小倉南区役所曾根出張所 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要:地上 2 階建 ・職員数:約15人 ・来庁者数:約300人/日(概算) (3)若松区役所島郷出張所 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要:地上 2 階建 ・職員数:約10人 ・来庁者数:約200人/日(概算) (4)八幡西区役所折尾出張所 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要:地上 2 階建 ・職員数:約20人 ・来庁者数:約400人/日(概算) (5)八幡西区役所上津役出張所 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の概要:平家建 ・職員数:約10人 ・来庁者数:約200人/日(概算) <p>※ 来庁者数は窓口事務取扱件数等から求めた概算値です。</p> |
| <p>設置場所の特徴 ・セールスポイント</p> | <p>出張所庁舎への入口付近に広告を掲示することで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。</p> |
| <p>応募および設置に係る留意事項</p> | <p>【応募時における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募は募集物件ごとに申込が可能です。 ・募集物件ごとに価格等提案書を提出してください。 ・募集物件ごとの最高提案価格によって事業者を選定します。 <p>【設置時における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容(デザイン)については、製作前に、市民文化スポーツ局総務区政課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。 ・掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。 |

| | |
|------------------|---|
| 応募および設置に係る留意事項 | ・設置期間中であっても、故障、取替え等やむを得ない理由により、設置を一時中止することがあります。 |
| 募集形態 | 価格競争制 |
| 広告掲載が好ましくない業種・内容 | ※「北九州市広告事業掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に準じます。 |
| 設置期日 | 令和4年4月1日(金) |

※広告制作費、設置費、現状回復費など広告掲載に係る全て費用は設置事業者の負担となります。

○申込みについて

| | |
|----------------|--|
| 申込対象 | 法人(広告代理店)のみ |
| 申込方法 | 別途「北九州市出張所 広告掲出事業 募集要項」に記載 |
| 申込締切 | 令和4年1月21日(金) 17時15分まで(持参してください) |
| 申込み先・募集要項等配布場所 | 市民文化スポーツ局総務区政課(本庁舎2階) 担当:森、藤田 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL:093-582-2155 FAX:093-562-1307 |